

# 地域を支える「おばまちケット」循環事業 加盟店舗募集要項

ネ ス ト - イ ン - オ バ マ マ プロジェクト実行委員会  
NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症により、市民の経済的・精神的な負担が増加しているとともに、市内の幅広い事業者に大きな影響が出ている。そのため、特別定額給付金の支給に合わせて、市民が地域の事業者を支える機運の醸成を目的とした地域商品券「おばまちケット」購入券を発行することで、市民と地域の事業者が支え合いともに元気になることを目指します。

## 2. 「おばまちケット」発行主体

NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会（小浜市商工観光課内）

## 3. 参加条件

小浜市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができる者。ただし以下の事業者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業を行う事業所（ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）。
- (2) 性風俗関連特殊営業。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (4) 小浜市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

## 4. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は参加店舗における物品販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券の使用対象にならないもの
  - ①出資や債券の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
  - ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - ③たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
  - ④事業活動にともなって使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
  - ⑤土地や家屋、資産形成に資する商品の購入
  - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ

- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い（ただし、同条第1項第1号 から第3号を除く）
- ⑧医療費、調剤薬、介護保険等の保険適用に係る一部負担金の支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑩当該商品券の交換又は売買

- (3) 商品券の現金との交換は禁止しています。
- (4) 商品券額面以下の使用の場合であっても釣銭はお渡ししないで下さい。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (6) 商品券の盗難・紛失または偽造、変造、模造等に対して、発行者（実行委員会）は責を負いません。

※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

※ 上記の禁止行為、使用対象にならないものによる商品券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

## 5. 参加店舗の責務等

参加店舗は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 参加店舗は、商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布する、ポスターを消費者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認して下さい。なお、パール印刷等偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を『実行委員会事務局』にも報告して下さい。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての係員に周知して下さい。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に参加店舗受領印の捺印及びサインすることとし、既に受領印及びサインがあるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換及び売買を行わないで下さい。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- (5) 実行委員会の事業運営に協力して下さい。

## 6. 参加料

無 料

## 7. 加盟店舗募集期間

令和2年5月19日（火）～令和2年12月31日（木）

※期間内、随時募集を受け付けております。

※受付でき次第、HPにアップさせていただきます。

## 8. チケット有効期間

令和2年6月12日（金）～令和2年12月31日（木）

※有効期間の過ぎた「おばまチケット」は、無効とします。

## 9. 申込方法

別紙様式「加盟店舗登録申請書」をFAXまたはメール、もしくはNEST-INN-OBAMAプロジェクト実行委員会（小浜市役所 商工観光課）まで持参してください。

※昨年度実施した「小浜市プレミアム付商品券」に協賛された事業者様は、その時に使用された口座で登録されると換金作業がスムーズに行えます。

## 10. 換金について

### ①換金が行える金融機関

（株）福井銀行、福邦銀行、小浜信用金庫、JA 福井県若狭基幹支店

※小浜市内の店舗に限ります。

### ②換金取次期間

令和2年6月15日（月）～令和3年1月29日（金）まで

### ③換金日

月2回の換金日を設けます。

- ・15日締めで取りまとめた分→月末支払い
- ・月末締めで取りまとめた分→翌月15日締め

※振込日が休日の場合は、翌営業日となります。

※昨年度実施した「小浜市プレミアム付商品券」の協賛店の方で、登録されている振込口座を変更される場合や、新たに振込口座を申請される場合は登録に1ヶ月程度、時間を要する可能性があります。

### ④換金・振込手数料

無料（本実行委員会側で負担します）

### ⑤換金方法

使用済みチケットとともに換金申込書を各金融機関に提出していただきますと、指定する換金日に口座振込を行います。なお、現金への換金は応じかねますのでご了承ください。

## 11. 周遊スタンプラリー実施について

### ①目的

市民の皆様にごできるだけ多くの飲食店や小売店に目を向けてもらい、「おばまチケット」による経済効果を地域のすみずみまで波及させるため、周遊スタンプラリーを実施します。

### ②スタンプラリーが行える店舗

- ・床面積500㎡未満の飲食店及び小売店（大規模小売店は対象外とします）
- ・スタンプラリーが行える店舗は順次「小浜市のHP」にアップしていきます。

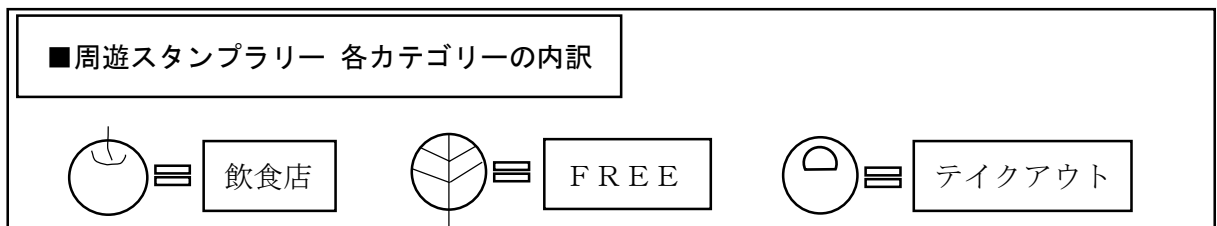
### ③概要

「おばまチケット」もしくは「現金、キャッシュレス」で支払いをする市民の方から、周遊スタンプラリーカードが提示されますので、1,000円(税込み)以上のお買い上げの方のスタンプ枠に、店舗印またはサインを1つお願いします。

※1人のお客様のお買い上げ額が、2,000円・3,000円の場合でも、店舗印またはサインは「1つ」となります。

### ④その他

- ・同一店舗は1カード1スタンプまでとなります。
- ・周遊スタンプカードには、飲食、FREE、テイクアウトの3つのカテゴリーがありますので、該当するカテゴリーに押印願います(下図参照)。
- ・「現金、キャッシュレス」でお買い物をされた方に対しても、周遊スタンプラリーカードを提示された場合は押印してください。



## 12. 感染予防対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大を予防するため、国や県、業界団体が示すガイドラインを遵守徹底願います(以下のアドレス参照)。

※感染防止対策の一環として、感染拡大防止ポスターの掲示等(下記アドレスにポスター例あり)の対策をお願いします。

- ・国HP  
<https://corona.go.jp/>
- ・福井県HP  
[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/covid19\\_chi\\_ji.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/covid19_chi_ji.html)  
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/guideline.html>
- ・小浜市HP  
<https://www1.city.obama.fukui.jp/category/page.asp?Page=4452>

## 13. 協力依頼

- ・市民の皆様が「おばまチケット(1枚500円)」を使用しやすいような取り組みをしていただきますようご協力願います。

(例) 1,000円、1,500円、2,000円の3種類のメニューを作り販売する。

- ・「市民の皆様と地域の事業者の方が一体となって地域を元気にしよう」という機運を高められる物やサービスの提供にご協力願います。

(例) 活性化メニューの開発、商品提供時の明るい声掛けの徹底等。

#### 14. 広報について

本事業に関することは、市民の皆様には、ポスターを郵送するほか、「広報おばま」や「チャンネルO」などを活用し、広報を行う予定をしております。

#### 15. 今後のスケジュールについて

令和2年5月19日～ 令和2年12月31日	加盟店舗の募集開始（随時店舗更新） ※ <u>5/25(月)までに申し込みいただければ、ポスター等の郵送に合わせ全世帯へ取扱い店舗一覧を郵送します。</u>
令和2年5月25日～ 令和2年5月29日	本事業の参加店舗に対して、「商品券の見本」「店頭掲示用ポスター」「換金マニュアル」「スタンプラリーの見本」等を郵送
令和2年6月3日～	チケット販売開始日（地区ごとに分散して販売開始）
令和2年6月12日	チケット使用開始
令和2年6月15日～ 令和3年1月29日	換金の期間 (指定する換金日（月2回）に口座振込)
令和2年7月31日	「おばまチケット」の販売終了
令和2年12月31日	「おばまチケット」の使用期間終了

#### 16. お問い合わせ

NEST-INN-OBAMA プロジェクト実行委員会

(小浜市役所商工観光課内)

TEL：0770-53-9705（直通）

FAX：0770-52-1401

MAIL：[kankou@city.obama.fukui.jp](mailto:kankou@city.obama.fukui.jp)

担当：日比野、的場、池田